

第 172 回岩手県都市計画審議会議案書

日 時 平成 26 年 12 月 15 日 (月) 13 時 30 分 から

場 所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

岩手県都市計画審議会

第 172 回 岩 手 県 都 市 計 画 審 議 会 付 議 案 件

議案第 1 号 陸前高田都市計画道路の変更について

1 ページ

議案第 1 号

陸前高田都市計画道路の変更について

標記について、岩手県知事から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

平成 26 年 12 月 15 日

岩手県都市計画審議会長

都 第 1 - 5 8 号

平成 26 年 12 月 15 日

岩手県都市計画審議会長 様

岩手県知事 達増 拓也



陸前高田都市計画道路の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項において準用する法第 18 条第 1 項の規定により、次のように貴審議会に付議する。

（「次のように」は、別紙計画書のとおりとする。）

計 画 書

陸前高田都市計画道路中3・4・3号大石沖脇の沢線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・3	大石沖脇の沢線	高田町字大石沖	米崎町字脇の沢	高田町字馬場前	約3,800m	地表式	2車線	20m	幹線街路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差2箇所
幹線街路	3・6・4	三本松相川線	気仙町字三本松	竹駒町字相川	気仙町字町	約3,860m		2車線	11.5m	
	構造形式の内訳		気仙町字中井	気仙町字神崎		約770m	嵩上式	/	11.5m	
			高田町字栃ヶ沢	竹駒町字相川		約520m	堀割式		12.5m ～18.5m	自動車専用道路と平面交差1箇所
					約2,570m	地表式	11.5m ～17.5m		JR大船渡線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

区域及び構造は、計画図表示のとおり。

理 由

東日本大震災津波の被害から早期復興を図るため、本案のように変更するものである。

理由書（３・４・３号大石沖脇の沢線）

陸前高田市の市街地は、平成23年３月11日の東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、当該市では陸前高田市震災復興計画に基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

陸前高田都市計画道路３・４・３号大石沖脇の沢線は、陸前高田市の中心市街地を通り、高田地区と米崎地区とを結ぶ幹線道路である。本路線の沿道地区である高田地区では、被災者の早期生活再建及び陸前高田市の中心市街地の復興再生を目指して、土地区画整理事業により、市民の安全と利便性に配慮し、地域の特性を活かした快適で魅力ある市街地の形成が計画されている。

今回、陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画の変更により大規模土地利用計画が見直されたことに合わせ、路線の起点近くにおいて市街地のほぼ中央部を経路とする位置に変更するものである。

理由書（３・６・４号三本松相川線）

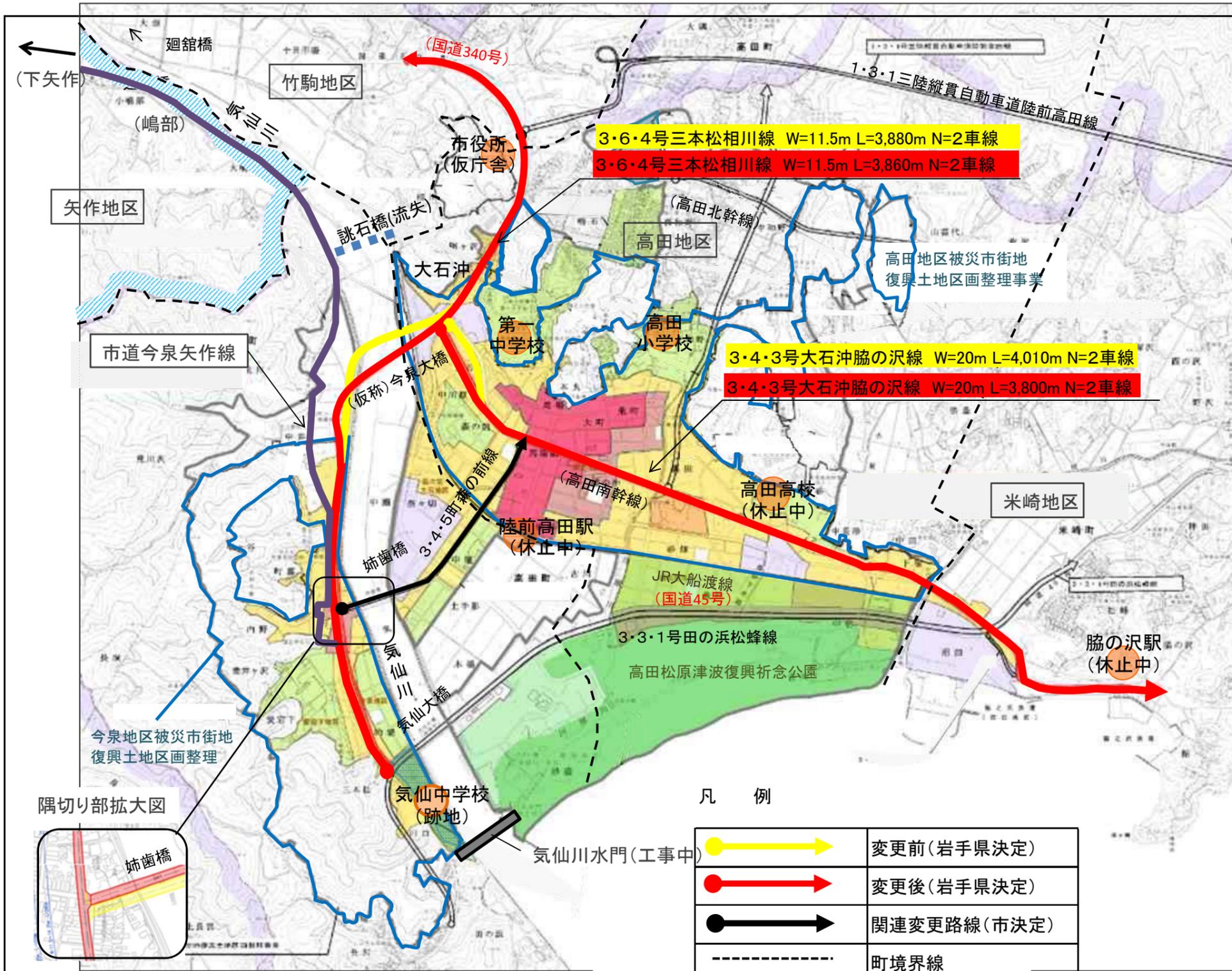
陸前高田市の市街地は、平成23年３月11日の東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、当該市では陸前高田市震災復興計画に基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

陸前高田都市計画道路３・６・４号三本松相川線は、震災後の平成24年12月に市内幹線街路網の見直しにおいて、今泉地区、高田地区及び竹駒地区を結ぶ主要な幹線街路である国道340号としてルートの変更を行っている。

現計画では右岸側の気仙町において、沿道の土地利用への影響を考慮し、最小の範囲で線形を設定していたため橋上でカーブする線形となっており、かつ、緩やかな下り勾配となっているなど走行性を落とす要因となっていた。

今回、気仙川の両岸で実施されている高田地区及び今泉地区の被災市街地復興土地区画整理事業の計画との整合を図りつつ、気仙川の横断部における線形を直線とすること及び右岸側において緩やかなカーブ半径を設定することにより走行性及び安全性の向上を図るとともに、気仙町の基幹産業である漁業の保全及び周辺農地への影響にも配慮したルートに変更するものである。

(議案第1号)陸前高田都市計画道路の変更(岩手県決定) 概要図

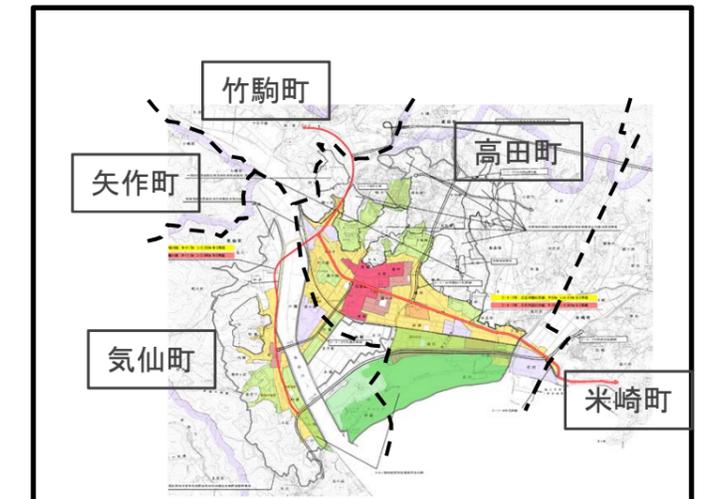


①3・4・3号大石沖脇の沢線

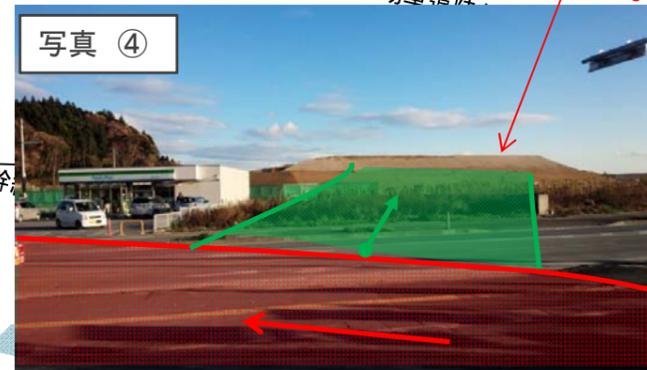
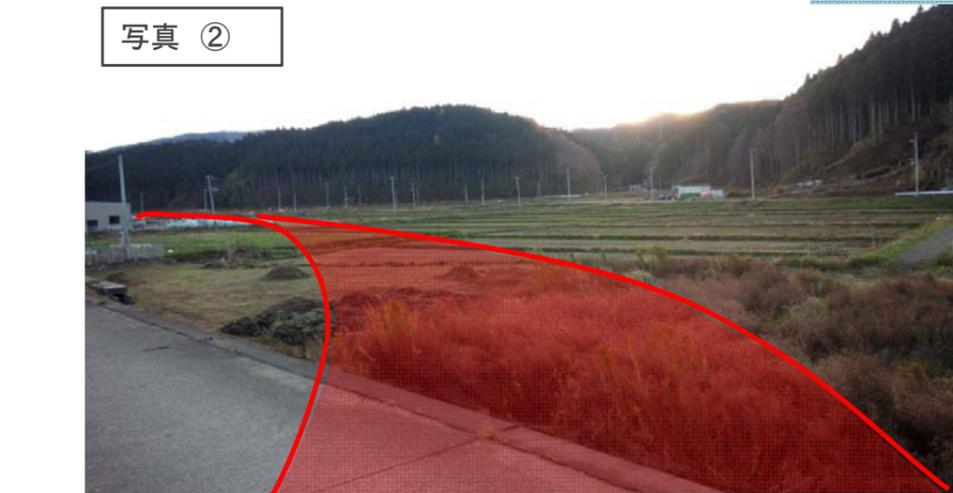
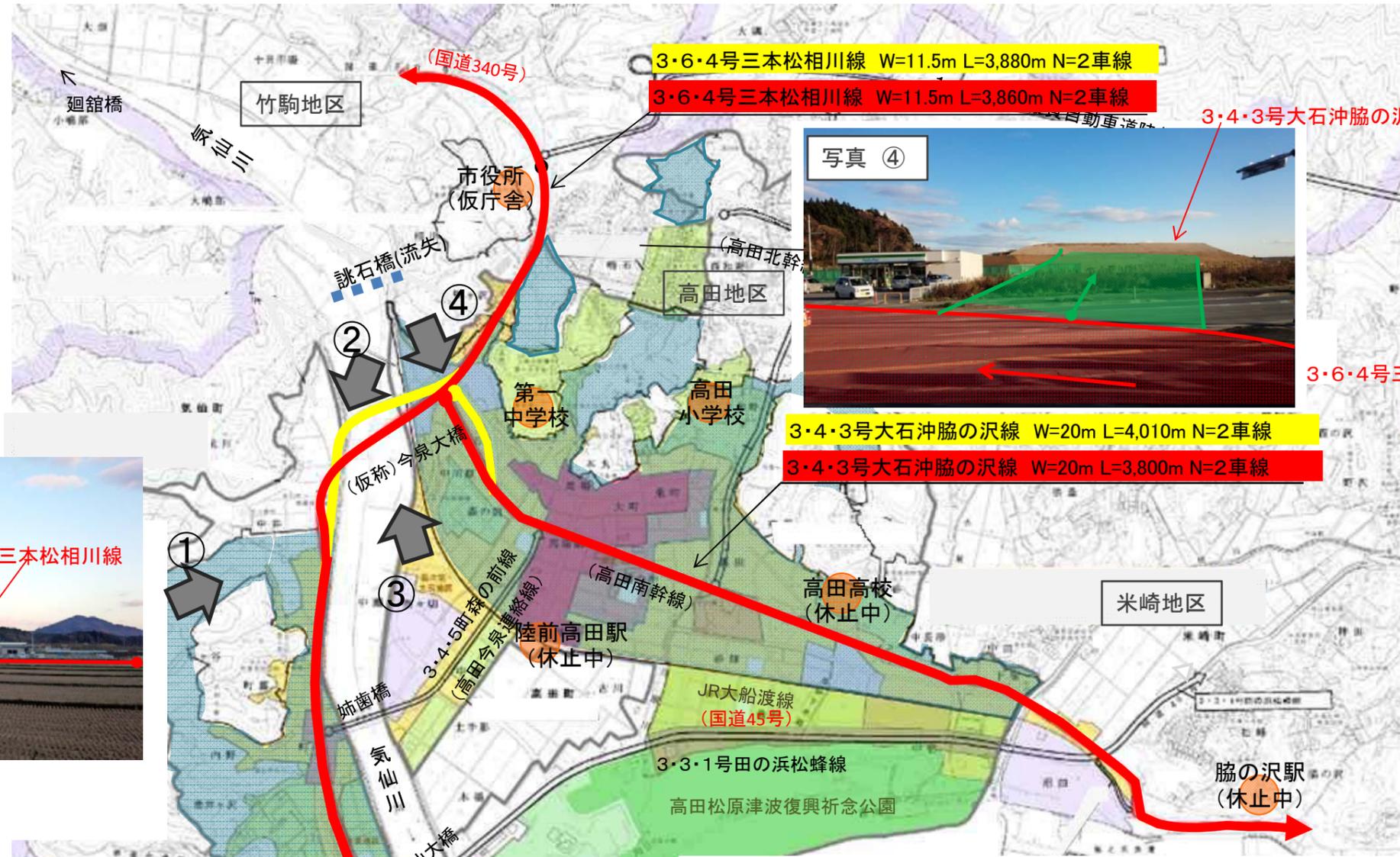
	現計画	変更案
延長	4,010m	3,800m
幅員	20m	20m
車線数	2車線	2車線
変更内容	起点位置及び一部区間の線形の変更を行うもの。	

②3・6・4号三本松相川線 (国道340号)

	現計画	変更案
延長	3,880m	3,860m
幅員	11.5m	11.5m
車線数	2車線	2車線
変更内容	・一部区間の線形の変更を行うもの。 ・隅切り位置の変更を行うもの。	



(議案第1号)陸前高田都市計画道路の変更(岩手県決定) 写真資料

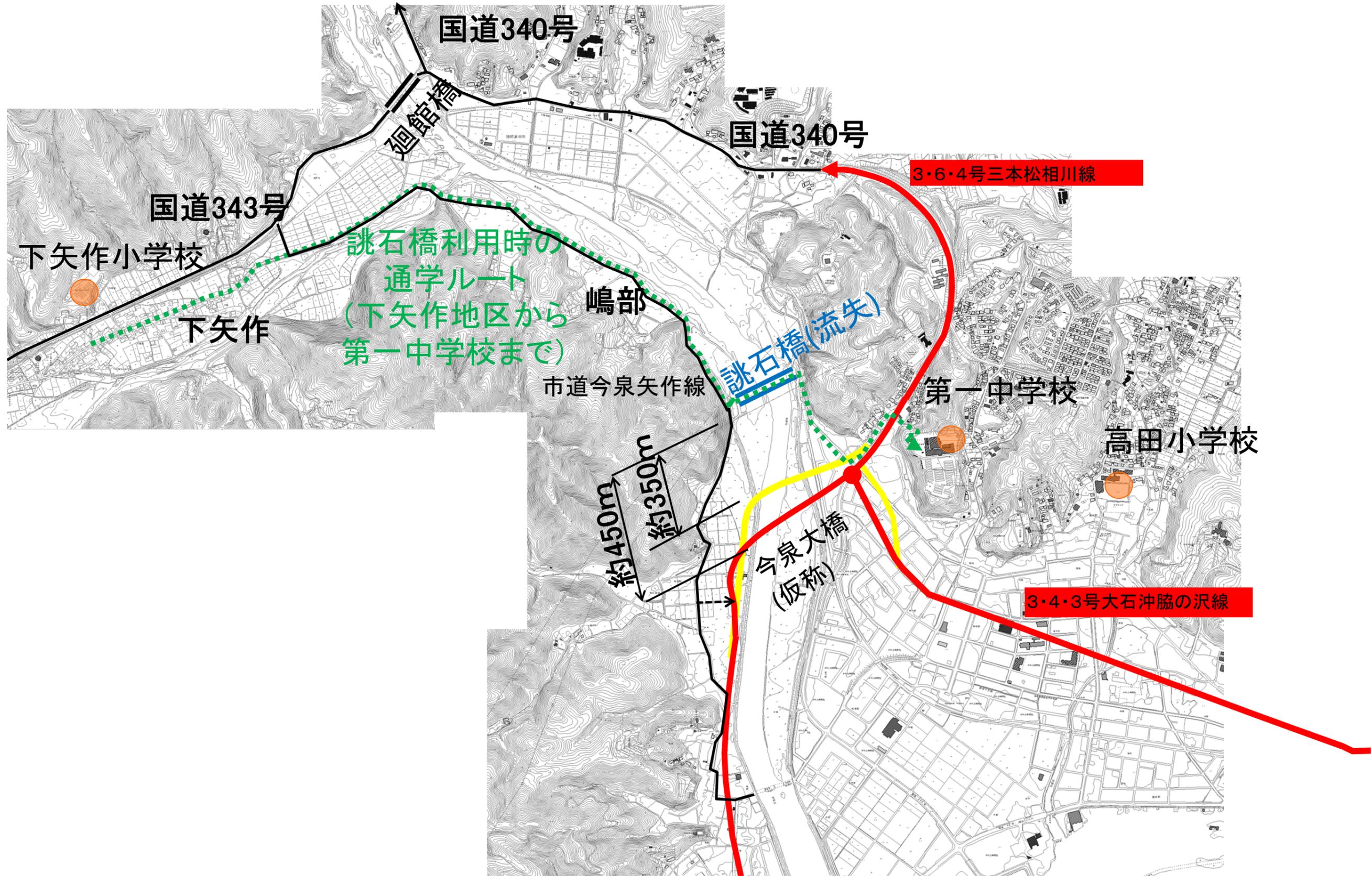


3-6-4号三本松相川線

(仮称)今泉大橋

3-6-4号三本松相川線

(議案第1号)陸前高田都市計画道路の変更(岩手県決定) 参考図



陸前高田都市計画道路の変更案に対する意見書の要旨

整理 番号	意見書の要旨
1	<p>3・6・4号三本松相川線の変更案で計画されている今泉大橋（仮称）の位置について、変更前と比べ100メートル下流に南下しているが、下記の理由により、せめて変更前の位置に戻すこと。</p> <p>理由</p> <p>①今泉大橋（仮称）は被災した誂石橋（あつらいしばし）の復旧及び代替としての役割があり、変更前の架橋位置は震災後に下矢作地区住民との話し合いにより合意したものであること</p> <p>②誂石橋は、昭和40年頃、通学路確保のため市と地域住民の合意により建設されたものであり、変更案の位置では中学生の通学路が大幅に迂回されること</p> <p>③誂石橋が矢作町嶋部地区及び下矢作地区と高田町を結ぶ唯一の橋であったため、今泉大橋（仮称）の位置が南下することにより、非常時に孤立の不安を抱えること</p> <p>④震災直後、気仙町から矢作町を経て、竹駒、高田町を繋ぐ唯一の道路となったこと等から、今後も気仙川右岸側の地区における防災上重要な役割を担う路線であること</p> <p>⑤国道343号から嶋部地区を経由して高田町とつながる市道今泉下矢作線が市中心部へより近くつながること</p> <p>⑥今泉大橋（仮称）から下流は約1キロの間に当該橋を含めて3橋となるのに対し、今泉大橋（仮称）から上流の廻館橋まで約1.5キロの間に橋が無いこと</p>
2	<p>○道の駅の店舗と駐車場の位置を気仙中学校（跡地）の建物付近に建設することを提案する</p> <p>理由（効果）</p> <p>①津波等の被災時に橋に交通が集中し、逃げ遅れる事態を防ぐ</p> <p>②道の駅で働く市民の安心と安全</p> <p>③効率的な災害遺構へのアクセス</p>
3	<p>○水門に歩道橋の機能を持たせる</p> <p>理由</p> <p>水門に川を渡れる歩道を設置すれば（道の駅）駐車場から一本松へのアクセスがより効率的となり、展望台としても機能し、避難タワーにもなる。</p>